

相馬事件と精神病患者監護法制定の関連 先行研究レビュー

西 川 薫

Abstract

This paper explains the relationship between the Soma incident and the enactment of a Law for the mentally subnormal. In previous research the Soma incident has been represented as fundamental grounds for enactment of the Law to control the mentally subnormal(Seishinbyousya kangohou). Research methods applied to this paper are performed in the following order. (1) a review of previous research and study of causal relationships between the Soma incident and enactment of the Law; (2) an analysis of the Soma incident; (3) analysis of results obtained from previous research with an emphasis on whether the Soma incident was actually the precondition for enactment of the Law(Seishinbyousya kangohou).

キーワード 相馬事件 警視庁令 精神病患者監護法

はじめに

本論文の目的は、相馬事件と精神病患者監護法との関連を明らかにすることにある。先行研究の中には相馬事件が、精神病患者監護法制定の要因であったとするものがある。そこで、次の手順で研究をおこなう。1) 相馬事件に関する先行研究をレビューし、精神病患者監護法との関係を明らかにする。2) 相馬事件について分析をおこなう。3) 相馬事件に対し警視庁は、どのような対応をおこなったかを詳細に検討する。これらに基づいて、先行研究が指摘するような法制定の要因であったか否かを明らかにする。

相馬事件に関する先行研究

1 先行研究の検討

ここでは、相馬事件に関する先行研究を取りあげる。その中でも、相馬事件と精神病患者監護法制定に関連した先行研究に限定した。1964年～2002年までの期間で17の先行研究がある。これら17の先行研究を編年史的に整理すると以下ようになる。38年間にわたる17の先行研究には、それらを明確に区分するだけの相違点はない。そこで発表年順に示す。

1964年、岡田靖雄『精神衛生法をめぐる諸問題』は、「相馬事件が外国の新聞にまで、日本の法律の不備をしめすものとしてつたえられた。そして条約改正をいそいでいた明治政府は諸法制整備の一環として1900（明治33年）に精神病患者監護法を制定した」¹⁾としている。

1964年、吉岡真二『精神衛生法をめぐる諸問題』は、「警察国家への歩みのなかで、精神病患者の取扱いは、次第に不法監禁を防止する方向をとっている。だが一般的には、座敷牢に閉じこめたり、鎖・手錠などが使用されていたのであった。また、精神病患者の取扱いについては、各地方ごとに行政命令によって規定されており、条約改正による治外法権撤廃を目前（1899年7月）に控え、全国的に統一した法律の公布が必要とされる状況であった」²⁾としている。さらに、貴衆両院の精神病患者監護法案特別委員会議事録にもあたっており、「法そのものは治療よりも監置後の取締り規定である」³⁾と整理している。

1965年、厚生省公衆衛生局『わが国における精神障害の現状』は、「この事件の背景としては、旧相馬藩内の事情、錦織の性格、当時の医者に対する評価、自由民権の思想などがあったが、もっとせまくみるならば、当時の精神医学が理論面でも実際面でもまだ確かたるものではなかったこと、また精神障害者についての法制面の不備が指摘されなくてはならない。ともかくも、この相馬事件は精神病患者監護法制定のひとつのきっかけをなしたといわれている。・・・中略・・・精神病患者監護法の規定はほとんど私宅監置にかんするもので、看護・治療にかんする規定はない。それに直接の関係行政機関は警察であり、警察がこれを公安上の立場から運営した」⁴⁾としている。

1972年、精神医療史研究会編『松沢病院90年略史稿』は、「相馬事件から精神病患者の不法監禁について取り締まる必要が生まれ、対外的には条約改正をすすめるうえで法の整備を急がなければならなかった。・・・中略・・・精神病患者の保護は全国的に統一されることとなったが、法は医療福祉の面がうすく、逆に精神障害者の名簿を警察署に備えつけ、行幸啓などの際には取り締りを厳重にするといった、治安立法としての面が強かった」⁵⁾としている。

1973年、日本精神衛生会編『日本の精神衛生』は、「相馬事件が一つの契機となって不法監禁防止を主な狙いとする精神病患者監護法が、精神衛生に関する最初の立法として制定された。しかし、この法律は私宅監置を合法化したにとどまり、精神障害の医療施設の拡充や治療の整備について国としての方針を示すところがまったくなかった」⁶⁾としている。

1977年、岡田靖雄『精神医学大系（5）C 精神科治療学』は、「旧相馬藩主の監禁・入院が不当なものであるかどうかをめぐってあらそわれた相馬事件によって、わが国で精神病患者に関する法律がきわめて不備であることが内外に暴露されると、条約改正をいそいでいた明治政府は、精神病患者の権利保護を目的としてこの法律の制定をいそがざるをえなかった。つまり、精神病患者監護法の制定動機の重要な一つは、対外的なものであった。・・・中略・・・精神病患者監護法は精神病患者私宅監置（座敷牢とじこめ）の公認にほかならず、病院入院も私宅監置に準じてあつかわれていた。・・・中略・・・要するに、精神病患者監護法は、対外的考慮にもとづいて制

定された公安的立法であった」⁷⁾としている。

1979年、小林靖彦『現代精神医学大系、第1巻A、精神医学総論』は、「トラブルのうちで有名なのは、・中略・相馬事件・中略・この結果、不法監禁の問題が真剣に取りあげられるに至った。明治33(1900)、精神病患者監護法が制定された。地方の規定によって取り扱われていたものを、全国的な規定によるようになったのは大きな進歩であったが、この法が精神病者の治療はもちろん、保護よりも監置に重点が置かれ、精神病患者に対する監護義務者を定め、精神病患者を監置する手順などを詳しく規定したもので、私宅監置を合法化するものであり、一方において公私立病院の精神病室の管理を警察部の所管としたことから、かえって精神病院の発達にブレーキをかける結果をすら生じた」⁸⁾としている。

1980年、加藤久雄『精神医療と法』は、「相馬事件などの影響から監置規則強化の動きがでて、27年に精神病患者取扱規則が布告された。・中略・明治33年(1900年)には、精神病患者監護法が成立し、精神病患者の保護は、全国的に統一されることになった。ところがこの法律は、病者の治療につき取り決めたものではなく、私宅監置について警察署を経て地方長官へ願出て許可を得れば、それが公認されること、監置に必要な費用の負担を被監護者・扶養義務者に負わせ、そのいずれもが負担不能の場合には市町村長が負担すべきものとしたことなど、主に監置の手続きにつき規定したものであった。・中略・当時の社会情勢、本法の成立過程、成立後の運用状況を分析してみると、病者を治療上のレベルで取り扱うのではなく、危険な者として警察の取締りの対象として捉えていたことは明白である」⁹⁾としている。

1981年、岡田靖雄『私説松沢病院史』は、「相馬事件との関連で、相馬事件はイギリスの新聞にも、日本では精神疾患患者が不法監置されていると、日本の法律の不備をしめしたものとしてつたえられた。条約改正をいそいでいた明治政府は諸法制整備の一環として、精神病患者監護法の制定をいそぐことになった」¹⁰⁾としている。

1982年、浦野シマ『日本精神科看護史』は、「相馬事件を契機として当時、政府は条約改正により治外法権撤廃を目指していたので、これまで精神病患者に関する医療保護が各府県令によって取締りされていたのを統一した法律を公布する必要があったので、明治33年(1900)に『精神病患者監護法』を制定した。これによって精神病患者に対して監護義務者の制度を設けて、市町村長でなければ監置することが出来ないようにした。即ち、これは私宅に於ける監置と精神病院その他の施設における監置を許し、昔の座敷牢を合法化したもので、そこには医療対策がたてられていなかったのである」¹¹⁾としている。

1985年、山下剛利『精神衛生法批判』は、「1900年の精神病患者監護法は精神障害者を家族の負担において私宅に監置せしめ、社会防衛を達成しようとしたものである」¹²⁾としている。さらに、「この法制定の直接の動機は、『旧相馬藩主の監禁、入院が不当なものであるかどうかをめぐってあらそわれた相馬事件』であり、『条約改正をいそいでいた明治政府は、精神病患者の権利保護を名目としてこの法律の制定をいそがざるをえなかった』からであると言われている。

家族制度を国家支配の重要な武器としていた明治政府は、これを巧みに利用して精神病患者の監置とその費用負担を家族におしつけたのである」¹³⁾としている。

1995年、小野尚香『現代医療の社会学』は、「旧相馬藩主が私宅さらに精神病院に監置されているのはお家乗っ取りをはかる相馬家側の陰謀であると、旧相馬藩士錦織剛清によって告発された事件である。・中略・さらに明治政府は精神障害者の不法監禁が野放し状態であるという国際的批判を受け、また日本が無法状態であることも指摘された。・中略・国際批判を受けて、法治主義にもとづいた近代国家としての体裁を整えようとしていた明治国家は、精神病院の整備ではなく、私宅監置を法制化する方向にむかった。1900（明治33）年、全国レベルの初めての精神衛生法規である『精神病患者監護法』が制定されたのである。・中略・以前から行われた私宅監置を法で追認し、国家の管理のもとにおく法であった」¹⁴⁾としている。

1996年、中谷陽二『精神科臨床における倫理』は、「立法当事者の当面の関心は何よりも不平等条約実施のタイムリミットに向けられていた。明治政府にとって、幕府から引き継いだ諸外国との不平等条約の改正が最重要課題であった。改正の条件のひとつは、欧米に倣って法体系を整備し、日本国内での外国人の商業・経済活動が保障されることであった。そこから、取りあえず外国人が居留する表玄関である開港場だけでも既存の病院に精神病室を設置するという、いかにも付け焼刃的な方策も出てくるわけである。この場合の法整備とは、患者の監禁を私的領域から明確に行政管理下に置くことを目的とし、それに関連して相馬事件が恥ずべき教訓として言及されている。要するに、財産上の理由などから密かに家の内部に拘禁されることがないように、精神病患者を『法律の恩典』に浴させることが主眼である」¹⁵⁾としている。

2000年、小俣和一郎『精神病院の起源 近代編』は、「相馬事件は、維新以来このかた、日本には精神病院に関する法律がまったく存在していないことを、はからずも国の内外に露呈することになった。わが国の精神医学史にとっては、きわめて重要な事件であったといえる。マスコミの騒ぎは、外国人ジャーナリストを介して欧米各国にも報道され、ちょうど不平等条約改正を目指して活動中のときの政府を動かすきっかけとなった。・中略・こうして1900年、わが国最初の精神病院に関する法律『精神病患者監護法』が発布・施行される。日本はこの法律をもって、少なくとも体裁のうえでは、はじめて先進国の仲間入りが可能となったわけである」¹⁶⁾としている。

2000年、精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会編『精神保健福祉行政のあゆみ』は、「明治政府は精神障害者の人権擁護の第一歩として『精神病患者監護法』を制定した。・中略・旧相馬藩の当主が精神障害を患っているとして自宅に監禁されたり精神病院に入院させられたことに対して、旧家臣の一部がその処遇の不当性を訴えたもので、お家騒動が絡んだ事件である。しかし、そこに私宅監置や精神病院入院ということが絡み、精神障害者処遇の恣意性が明らかになったために法律制定が急がれたといういきさつがある。また、明治政府は、江戸末期から明治維新までに諸外国と結ばれた通商航海条約の改正を行うことを性急に求めていた。その理由

は、諸外国と結ばれた条約は平等なものではなかったからである。その条約改正を進めるためには、開港する港の治安を守ることが重要な政策とされた。・中略・精神障害者処遇に関してこれらの方針を明らかにした精神病者監護法をみると、家族や地域社会が精神障害者の人権を無視したまま恣意的に行ってきた精神障害者処遇に対して、明治政府が危機感をもっていたことがよくわかる。言い換えれば、精神障害者の人権保護を目的にして精神病者監護法が制定されたといっても言い過ぎではない¹⁷⁾としている。

2001年、風祭元『わが国の精神科医療を考える』は、「精神病患者の入院などに関するわが国最初の法規として明治33年(1900)に精神病者監護法が制定施行された。この法律の制定には、明治10~20年代に起こった、いわゆる『相馬事件』で、国家としての精神衛生対策がなかったことが明らかになったことが、ひとつのきっかけとなったとされている。法律の原案は『瘋癲人監護法案』といわれていたといわれ、精神病院の管理は警察の所管で、患者の私宅監置を合法化するなど治安立法の色彩の強いもので、当時は精神病の治療法もほとんどなかったとはいえ、法律の内容は患者の監置とその取り締まり規定である¹⁸⁾としている。

2002年、八木剛平『日本精神病治療史』は、「相馬事件によって精神病に対する世間の関心が高まり、また不法監禁の問題が真剣にとりあげられるに至った。・中略・明治33年(1900)に公布された。・中略・ただし、この法の精神は、精神病患者の治療や保護よりも監置に重点をおき、監置の手順などを詳しく規定して私宅監置を合法化する結果になった。また公私立病院の精神病室の管理を警察部の所管としたことから、かえって精神病院の発達を阻む役割さえ果たしたと批判されている¹⁹⁾とし、1965年、小林靖彦の文章を引用している。

2 先行研究にみる4つの制定意図

(1) 条約改正契機説

精神病者監護法制定の契機に関しては、条約改正契機説とよぶもの条約改正実施契機説との二つがある。条約改正契機説の代表者は岡田である。岡田の主張を検討することからはじめる。

1964年、岡田靖雄『精神衛生法をめぐる諸問題』は、明治政府は、条約改正のための諸法制整備の一環として1900年に精神病者監護法を制定したとするものである。1972年、精神医療史研究会編『松沢病院90年略史稿』は、相馬事件から精神病患者の不法監禁について取り締まる必要が生まれ、対外的には条約改正をすすめるうえで法の整備を急がなければならなかったとしている。1977年、岡田靖雄『精神医学大系(5)C精神科治療学』は、相馬事件によって、わが国で精神病患者に関する法律がきわめて不備であることが内外に暴露されると、条約改正をいそいでいた明治政府は、精神病患者の権利保護を目的としてこの法律の制定をいそがざるをえなかったとしている。

その後も、1981年、岡田靖雄『私説松沢病院史』は、同様の主張をしている。1982年、浦野シマ『日本精神科看護史』は、条約改正により治外法権撤廃を目指していたので、これまで精神病患者に関する医療保護が各府県令によって取締りされていたのを統一した法律を公布する必要があったとし、岡田の主張を支持しながらも、医療対策がないまま座敷牢を合法化したものであるとする、治安立法であることも主張している。1985年、山下剛利『精神衛生法批判』は、条約改正をいそいでいた明治政府は、精神病患者の権利保護を名目としてこの法律の制定をいそがざるをえなかったとしている。1995年、小野尚香『現代医療の社会学』は、国際批判を受けて、法治主義にもとづいた近代国家としての体裁を整えようとしていたとしている。

2000年、小俣和一郎『精神病院の起源 近代編』は、岡田の主張を受ける形で、日本はこの法律をもって、少なくとも体裁のうえでは、はじめて先進国の仲間入りが可能となったわけであるとし精神病患者監護法は不平等条約改正を目前にして近代国家として恥ずかしくない諸法制度の整備を目的としたのだとしている。すなわち、条約改正の前段階に相馬事件が明るみ出たことにより精神病患者監護法は、制定されたとしている。しかし、第13回貴族院精神病患者監護法案特別委員会の中で、名村泰蔵が条約改正との関連した質問に対し、説明員の松本郁朗は、「条約八本年ノ七月・・八月以降カラ実施ニナリマスルデ其以前ニ成ルベク開港場、開港場ノ中デ大阪或ハ東京府ト云フヤウナ所ハ既ニ設備モゴザイマスルデ・・成ルベク此条約ノ実施ト共ニ此法律ヲ実行スル見込」²⁰⁾と答弁していることから条約改正実施段階を考えて法案を提出していることがわかる。

条約改正契機説は、まず、警視庁では対応できず、全国統一の法律を必要とさせた相馬事件の関係を説明できない。つぎに、上に見た政府の精神病患者監護法案提出の意図と矛盾している。さらに、条約改正契機説は、諸外国での新聞紙上で取りあげられたことで精神病患者監護法制定が促進されたとも主張しており、歴史的時系列から不十分な論証であることを前回の論文でもすでに指摘した²¹⁾。

（2）条約改正実施契機説

1894年7月16日に調印された日英通商航海条約は、1897年7月17日に発行されることになっていた。条約改正実施契機説は、この改正された条約の施行に対応するため制定されたものであるとする見解である。条約改正実施契機説は、相馬事件と精神病患者監護法の関連を検討する研究の初期に、吉岡によって展開されはじめられた。

1964年、吉岡真二『精神衛生法をめぐる諸問題』は、警察国家への歩みのなかで、精神病患者の取扱いは、次第に不法監禁を防止する方向をとっている。だが一般的には、座敷牢に閉じこめたり、鎖・手錠などが使用されていたのであった。また、精神病患者の取扱いについては、各地方ごとに行政命令によって規定されており、条約改正による治外法権撤廃を目前（1899年7月）に控え、全国的に統一した法律の公布が必要とされる状況であったとしている。さらに、貴衆

両院の精神病患者監護法案特別委員会議事録にもあっており、「法そのものは治療よりも監置後の取締り規定である」²²⁾と整理している。これらのことを総合し評価すると、吉岡は、不平等条約改正を目前に、治安維持強化のみを目的にしない全国に統一した法の必要性を主張しているものと考えられる。これは、あくまでも条約改正実施段階のことを考え、しかも精神障害者を擁護する立場での主張である。

1996年、中谷陽二『精神科臨床における倫理』は、明治政府にとって、諸外国との不平等条約の改正が最重要課題であり、改正の条件のひとつは、欧米に倣って法体系を整備し、日本国内での外国人の商業・経済活動が保障される必要性を指摘している。すなわち、ここでの中谷の主張は、条約改正のために精神病患者監護法を制定するのではなく、実施にともない制定するものだと考えられる。それを裏付けるものとして、「日本国内での外国人の商業・経済活動が保障」²³⁾、「取りあえず外国人が居留する表玄関である開港場だけでも既存の病院に精神病室を設置」²⁴⁾に触れており、外国人内地雑居に関して言及している点にある。2000年、精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会編『精神保健福祉行政のあゆみ』は、条約改正を進めるためには、開港する港の治安を守ることが重要な政策とされたとしている。すなわち、3つの先行研究は、条約改正実施の段階として捉えている。

条約改正実施契機説は、相馬事件と精神病患者監護法の関係にほとんど触れていない。これが欠点である。すでに触れたように相馬事件は、精神病患者監護法制定のひとつの有力な契機である。このことの評価が希薄である。しかし、条約改正実施契機説は、改正された条約の施行準備のために精神病患者監護法を制定しようとした政府の意図を正しく反映している。だが、条約改正実施契機説は、その内容が社会治安維持に偏っていたことを説明していない。

われわれは、法律の制定の必然性を理解するときに、まず、歴史的な背景を考えなければならない。つぎに、歴史的必然性を前提とした法律の構成を検討しなければならない。このような検討をおこなうことにより、法律をトータルな形ではじめて理解できるのである。

(3) 社会治安維持説

精神病患者監護法の内容評価に関しては、人権擁護説と社会治安維持説とのやはり二つがある。社会治安維持説は、相馬事件と精神病患者監護法の関連を検討する研究の初期に、厚生省公衆衛生局によってはじめて展開された有力な説である。

1965年、厚生省公衆衛生局編『わが国における精神障害の現状』は、精神病患者監護法は私宅監置に関する規程がほとんどであり、看護・治療に関する規程はなく、警察が公安上の立場から運営したとし治安維持を主張している。1972年、精神医療史研究会編『松沢病院90年略史稿』は、医療福祉の面がうすく、逆に精神障害者の名簿を警察署に備えつけるなど治安立法の側面が強かったとしている。1973年、日本精神衛生会編『日本の精神衛生』は、私宅監置を合法化したもので、精神障害の医療施設の拡充や治療の整備など示していないことから治安立法であ

るとの立場を取っている。1977年、岡田靖雄『精神医学大系（5）C精神科治療学』は、今までの条約改正による諸法制整備という主張から一歩進んで「条約改正との関連で対外的考慮にもとづいて制定された公安的立法」²⁵⁾であったとしている。しかし、体外的考慮に関する説明がなく、条約改正に際するものなのか、実施段階を示すものなのか明確にしていない。

1979年、小林靖彦『現代精神医学大系 第1巻A 精神医学総論』は、精神病患者を監置する手順などを詳しく規定したもので、私宅監置を合法化するものとし治安立法の立場をとっている。さらに、「地方の規定によって取り扱われていたものを、全国的な規定によるようになったのは大きな進歩」²⁶⁾と捉えている点では評価できる。その理由として、第14回衆議院、第2回精神病患者監護法審査特別委員会で内務省窪田静太郎は、「警視庁ノ庁令ノ如キモノ八監置スルト云フコトガ至当デアル・・中略・・次第二ソレハ法律デ以テヤッテ往クコトガ至当デアルカラ其方針ヲ採ラネバナラヌト」²⁷⁾と述べている。すなわち、各地域の警視庁令から全国に統一した法律が必要であると明言しているのである。

1980年、加藤久雄『精神医療と法』は、治療上のレベルで取り扱うのではない。さらに、「危険な者として警察の取締りの対象として捉えていた」²⁸⁾とし治安立法の立場をとっている。1982年、浦野シマ『日本精神科看護史』は、「私宅に於ける監置と精神病院その他の施設における監置を許し、昔の座敷牢を合法化したもので、そこには医療対策がたてられていなかった」²⁹⁾としている。1985年、山下剛利『精神衛生法批判』は、精神病患者監護法制定により社会防衛を達成しようとしたものであるとしている。注目すべき主張は、「家族制度を国家支配の重要な武器としていた明治政府は、これを巧みに利用して精神病患者の監置とその費用負担を家族におしつけた」³⁰⁾とする点である。

1995年、小野尚香『現代医療の社会学』は、私宅監置を法で追認し、国家の管理のもとにおく法であったとし治安立法であると主張している。2001年、風祭元は、「患者の私宅監置を合法化するなど治安立法の色彩の強いもので、患者の監置とその取り締まり規定」³¹⁾であるとしている。2002年、八木剛平らは、1965年、小林靖彦の主張をそのまま受け治安立法との立場を取っている。

精神病患者監護法を社会治安維持説と解することは、条約を施行するために精神障害者を相馬事件を契機に私宅監置しなければならない歴史的背景、それを受けた制定の意図、それを反映した条文の内容、そうして施行過程からみて総合的に納得的なものである。ただ、社会治安維持説は、制定の歴史的必然性の説明をほとんどしてしていない点が欠点である。

（4）人権擁護説

人権擁護説は、相馬事件と精神病患者監護法の関連を検討する研究の中で最後に突如登場したものである。人権擁護説が出現した1990年代半ばは、精神障害者の人権が強く主張されるようになった時期である。この説は、中谷によってはじめられ、精神保健福祉行政のあゆみ編集委

員会に受け継がれた少数見解である。

1996年、中谷陽二『精神科臨床における倫理』は、政府側の治安維持ということにも触れながら、「精神病者を『法律の恩典』に浴させることが主眼」とむすんでいる。最後の結びから精神病患者に対する人権保護という分類をした。2000年、精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会編『精神保健福祉行政のあゆみ』は、相馬事件により精神病患者が不当な処遇を受けていることが明らかになり「私宅監置や精神病院入院ということが絡み、精神障害者処遇の恣意性が明らかになったために法律制定が急がれた」³²⁾としている。すなわち、人権を無視したまま恣意的に行ってきた精神障害者処遇に対して、明治政府が危機感をもったことから人権保護を目的として精神病患者監護法が制定されたとしている。以上のことから、精神障害者の人権擁護を強く主張している。

人権擁護説は、第1に、人権思想さえ確立していない時代背景を無視している、第2に、相馬事件が精神病患者監護法制定に無視できない要因であること触れていない、第3に、精神障害者対策が警視庁などによる社会治安強化の方向へ向かっていることを無視している、第4に、精神病患者監護法の規程に看護・治療に関する条文がないことを考慮に入れていない。

精神障害者にとって人権擁護の必要性は、他の国民よりも極めて高い。精神障害者対策を考えるときに人権擁護の観点を重視することには賛成する。けれども、精神病患者監護法には、上に検討したように人権擁護の観点は微塵にもない。われわれは、事実を分析するのであって、イデオロギーを主張することは差し控えなければならない。

相馬事件

1 相馬事件の発端

相馬中村藩は、鎌倉時代以来の名家、陸奥国宇多・行方・標葉の三郡を所領する六万石の大名であった。戊辰戦争では誠胤が、奥羽列藩同盟にくわわって征討軍をむかえ討った。途中大勢を見極めて降伏したので本領を保った。相馬家は、古河市兵衛とともに足尾銅山に投資していた時期もあり、財政的にも裕福であった。しかし、明治維新のさいやその後に犠牲者となった旧藩士に対する配慮が少ないと言う点で、旧藩士のあいだに根づよい不満があった。また、相馬家の財産をにぎる家令職への競争もあった³³⁾。その後、1871年の廃藩置県により誠胤は、中村県知事を免ぜられた。1884年7月8日には、「華族令」によって子爵を授けることになる。

このような背景の中で、1876年9月頃より誠胤の挙動に変調が見られるようになり、1879年の春頃、山刀を持ち出して下僕の谷津田知教に切りかかった。このまま放任すれば取りかえしのつかなく事故が予測される。そこで父充胤は、宗族親族と相談し、やむなく誠胤を一室に閉じこめて危険を防止することにした。いわゆる座敷牢の設置である。このことに関して、父充胤は、1879年4月14日に華族局に届け出て承認を取った³⁴⁾。警視庁では、すでに1878年に

警視庁令布達第 38 号³⁵⁾により、瘋癲人私宅鎖錮の手続きをさだめていた。相馬家は、1879 年の段階でこの手続きをしていなかった。誠胤を精神病により座敷牢へ閉じこめたことに対し、家令志賀直道のお家の通りの陰謀ではないかとした。1883 年 12 月 9 日、錦織剛清という旧臣を名のる人物が登場し、相馬家に対して建白書を提出する。錦織は建白書に対して、相馬家側が対応しなかったとして、1883 年 12 月 10 日に東京軽罪裁判所へ家令である志賀らを私壇監禁の罪で告発する。これを契機に相馬事件は、1883 年から 1894 年 5 月 3 日の最終判決まで裁判の応酬などにより社会を騒がせる事件となったのである。

2 相馬事件の最高潮期

錦織は、家令である志賀らを私壇監禁の罪で告発する以前の、1883 年 11 月、内務省衛生局に入って間もない後藤新平を知人である今村秀榮の紹介状を持って訪問している。訪問の目的は、主家を横領するために多くの家令、家扶を抱きこんで、誠胤を瘋癲ということにして監禁している³⁶⁾と訴えるためのものであった。その中で、正妻京子が誠胤に嫁ぐ以前から子孫を残せないからだであったなども話している。後藤は、「誠胤の正妻京子は先天性膀胱閉鎖症といわれるが、それも医学的にみて果たしてどうなのか。要するに後藤は錦織の強くして主張してやまない相馬家令扶どもの悪奸ぶりよりは、医者立場から医学上の問題として関心を持つようになったようである」³⁷⁾。さらに、数日後に後藤は、宮内省大書記官である桜井純造の訪問を受けている。その中で桜井は、「実は私は華族会館の幹事をしている関係上、相馬家の内情は一通り調査していますが、錦織の言ふような事実が全然ないとは言へませぬ。皇室の藩屏として禮遇を辱うしている華族の家に、かような忌まわしい事件が起つたのは、まことに遺憾に堪えませんが・・・中略・・・出来ればこの際、十分事件を研究して我々を助けて頂きたいと思ひます」³⁸⁾と述べている。これに対し後藤は、相馬家の主治医戸塚文海を訪問し、誠胤の夫人京子、誠胤の二人を診察したかどうかの確認している。戸塚は、夫人は診察したが、誠胤は診察していない。「あれは岩佐が診断書を書きましたので、診察もしないで診断書を書いて監禁するなどには実に怪しからんことで」³⁹⁾と不注意にも口走っている。戸塚との面会で後藤は、「この事件に疑問を持つようになったようだ。彼は瘋癲（狂人）を監禁する規則の整備されていないことが、このような奇怪事の行われる原因と考え、警視庁を動かし瘋癲監禁に関する取締り規則を公布させる事とした」⁴⁰⁾。後藤は、その後、「これは、国家のため、国民のための大問題である」⁴¹⁾として警視庁を訪問し、「医師の診察を受けずして、瘋癲を勝手に監禁するといふことは人権を無視した行為である」⁴²⁾と大警視の佐和正に掛け合っている。その後、1884 年 1 月 18 日、瘋癲人鎖錮に関する警視庁布達甲第 3 号⁴³⁾が布達されている。こうして相馬事件は、政府要人までをも巻き込んだ社会的事件としての素地を整えたのである。

1884 年 2 月 13 日、錦織は、柔術家信田歌之助をともなって相馬家に無断侵入し、麹町警察署に拘置される。また、相馬家は、警視庁布達甲第 3 号に基づき「瘋癲病人鎖錮願」を提出す

る。同時に錦織は、「私壇監禁」による告訴をしている。そして、麹町警察署副所長、東京府立癲狂院医師らによる誠胤の面談が実施された。数回に及び臨検と診察の結果、麹町警察署は、1884年3月9日付で「誠胤鎖鎖の件は聞き届け相不成旨」を相馬家に言い渡した。この結果に対し、『自由新聞』は、相馬家側から提出された岩佐医師による診断書は一千円の謝礼を得て、無診断の診断書を出したものだ報道した。世人の相馬家に対する疑惑は次第に濃厚になり、それに反比例して錦織に対する同情が高まっていった⁴⁴⁾。

相馬家は、誠胤の病状悪化に際し、1884年3月10日、加藤癲癲院に入院させた。翌日、錦織は、誠胤からの委任状を麹町警察署に提出する。錦織が面会におしかけたりしたので病院側は、1884年3月17日、誠胤を退院させている。その後、相馬家は、再び誠胤の病状は悪化にともない、1884年7月17日に東京府癲狂院に入院させる。相馬家側が、面会を制限したため、「新聞に踊らされた世論の非難が轟々と沸き起こった」⁴⁵⁾。相馬家は、錦織によって1884年3月11日に出示された委任状に対して、同年7月、私文書偽造と誣告罪で告訴している。警視庁は、1884年8月13日に警視庁布達第56号⁴⁶⁾として「癲癲人取扱心得」をだしている。さらに錦織は、同年11月に7名を率いて東京府癲狂院に闖入し面会を強要し、鍛冶橋監獄に入監されている。相馬家、錦織からの告訴に対し東京裁判所は、東京帝国大学に誠胤の病状鑑定を囑託する。1885年1月3日、鑑定は、スクリバ、三宅秀、原田豊らによって「狂躁発作ヲ有スル鬱憂病」と診断される⁴⁷⁾。誠胤は、1885年7月27日に退院したが、1886年1月23日に病状悪化のため再入院することになる。錦織は、1887年1月31日、夜かねてから買収しておいた付添い看護人としめしあわせて誠胤を病院から奪い去る。その夜、錦織は誠胤を連れ後藤宅に泊まる。翌朝誠胤は、旅行届といわれて委任状に署名した⁴⁸⁾。

錦織は、誠胤を連れて静岡まで行ったが、1887年2月8日にとりおさえられ、誠胤は1887年2月10日に東京府癲狂院に戻った。1887年2月19日、父充胤が病気のため退院、結局、父充胤は、胃潰瘍のため死亡する。相馬家では今後の方針をたてるために東京帝国大学に誠胤の診断を依頼した。1887年4月19日付で榊俣、ベルツ、佐々木政吉らの診断により、監禁を不可としている。その後、誠胤は、自宅で療養している。一方、錦織は、1887年2月12日に『相馬家紛擾之顛末』を書いて投書、同年2月15日の『毎日新聞』に掲載される。錦織は、その文章を小冊子にして要路の人に配り、相馬事件は天下の注目をあびるにいたった⁴⁹⁾。結局、錦織は、誠胤奪取のさいの家宅侵入罪で、1887年3月11日、重禁固1月、罰金2円が処せられている。

錦織と相馬家における訴訟の応戦は、次の通りである。1891年1月26日、前愈届調印請求の訴訟提出、同年1月27日、東京地裁より却下、同年2月25日、東京控訴院に控訴、同年3月25日、東京地裁の決定取消、同年5月4日、相馬家大審院に上告、同年6月30日、上告棄却、同年11月13日、錦織、相馬家の財産差押仮処分提訴、同年11月14日、麹町区裁判所、相馬家財産差押執行、同年11月16日、相馬家、異議申立を東京地裁に提出、同年11月17日、

相馬家、錦織の私文書偽造の告訴、同年11月28日、錦織の拘留申立を検事局に提出、同年12月3日、財産差押の仮処分取消、同年12月7日、前愈届調印請求の訴棄却、1892年1月4日、錦織再び精算請求、同年1月5日、相馬家の財産再び差押られる、同年1月8日、相馬家異議申立、同年1月12日、東京地裁錦織を拘留、同年1月16日、相馬家財産差押の仮処分取消、同年1月29日、錦織免訴放免、同年2月16日、錦織、誠胤を安全の地位に置く訴訟を出す⁵⁰⁾。そして、誠胤は、1892年3月3日に東京訴訟院に出頭するように命ぜられる。しかし、同年2月22日に39歳で死亡している。死亡届は、東京府癲狂院院長中井常次郎、榊俣の連名で「時発作性躁狂兼尿管崩及糖尿病」とされ、遺体は警視庁医務局長山根正次らが臨検している。錦織は、その後も1892年2月27日に葬儀執行中止の訴訟・死体解剖願いの提出⁵¹⁾している。さらに、錦織は、1892年10月7日に『神も仏もなき闇の世の中』（春陽堂）を出版している。同年11月、黒岩涙香の『万朝報』は、錦織の主張を大々的にかきたてた。1892年8月から10月の間に、相馬事件について20冊程度の本が出版されている⁵²⁾。

3 明治政府要人を巻き込んだ相馬事件

1893年7月17日、錦織は、家督相続した相馬順胤、家令である志賀直道ら8名を誠胤謀殺で告訴し、同年7月19日に受理されている。これに対し相馬家も、錦織を誣告罪で告訴している。さらに、1893年7月19日の『自由新聞』に匿名の自訴状が掲載される。内容は、家令志賀が誠胤の父充胤の妾西山ウリと姦通して、西山の子順胤に相馬家をつがせてその財産を横領するために誠胤を瘋癲人にでっちあげたのが、事件の中心であった。さらに、1892年2月21日、すなわち、誠胤が東京控訴院に出頭する前に誠胤を目黒に散歩にさそって昼食のときに服毒させた。死亡診断書も事前に相談していた中井常次郎・榊に依頼して書いてもらったとするものであった。この自訴状により相馬事件は大きな社会問題として世論を沸騰させたのである⁵³⁾。これに関連して、1893年10月25日の『東京日日新聞』は、「山口判事、錦織剛清と密会の顛末」の見出しで、前年まで謀殺事件の予審判事のひとりである山口淳と錦織との密会の状況を詳細に掲載した。その後、同年10月25日、山口は、官吏収賄、詐欺罪で逮捕される。これは前代未聞のことであった⁵⁴⁾。

さらに、衆議院議長であり弁護士として相馬家の代理人となった星亨は、東京弁護士会より背徳の行為で糾弾され、『自由新聞』などでも「星亨悖徳事件」⁵⁵⁾として取りあげられた。1893年8月22日、『朝野新聞』は、「自由党の地方党员、星の除名を要求」を見出しとして政治家までも巻きこむ騒動になった。当時内務省衛生局長であった後藤は、誠胤謀殺の審理中に錦織より三千円の借金保証を頼まれ保証をした⁵⁶⁾ために、1893年11月16日、誣告罪の共犯として拘引され、半年間もの鍛冶橋監獄での獄中生活を送ることになる。後藤の拘引は、1893年11月17日、『東京日日新聞』によって「後藤新平、事件関連で拘引される」を見出しとして報道されている。このように、相馬事件は、関連する政府要人も含めて新聞報道で社会を騒がせる

に十分すぎる事件に発展したのである。誠胤の遺体は、1893 年 9 月 8 日に墳墓を発掘し軍医江口襄により解剖された。しかし、毒殺の証拠は、えられなかった⁵⁷⁾。1894 年 5 月 4 日の最終判決で錦織は、重禁固四年、罰金四十円、山口は、重禁固五年、罰金五十円、後藤は、証拠不十分に付き無罪となっている。その後、大審院に上告していた錦織、山口は、1895 年 3 月 11 日に上告棄却となり判決が確定した。ここで相馬事件は、決着する。

相馬事件に対応する警視庁令

1 瘋癲監禁に関する取締規則

相馬家は、1879 年 4 月 14 日の段階で華族局には私宅監禁の許可を受けている。相馬家は、1878 年、警視庁令布達第 38 号による「瘋癲人私宅鎖錮手続」を取っていなかった。ここに、錦織の付け入る隙を与えるきっかけとなった。すなわち、錦織は、1883 年 12 月 10 日、家令志賀らを私壇監禁の罪で告発する。先に示したように、錦織は、1883 年 11 月時点で後藤を訪問し、誠胤が瘋癲人にしたてられ監禁されていると訴えている。後藤は、その後、内務省桜井の訪問もあり医学的関心から夫人京子について確認するために戸塚を訪問し、誠胤を診断なしで診断書を提出していたことを知る。このことから、警視庁大警視の佐和正に掛け合い、警視庁布達甲第 3 号、「瘋癲監禁に関する取締規則」が布達される。

1884 年(明治 17)年 1 月 18 日、警視庁布達甲第 3 号、「瘋癲人ヲ私宅ニ鎖錮シ又ハ病院ニ入院セシムル者願出方」が布達された。その内容は、「瘋癲人看護ノ為メ私宅ニ於テ鎖錮セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ最近ノ親族二名以上署名ノ上医師ノ診断書ヲ添へ所轄警察署へ出願許可ヲ受け解鎖ノ時ハ其旨届出ツ可シ若シ之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ処セラル可シ」⁵⁸⁾とする「瘋癲監禁に関する取締規則」である。すなわち、自宅にて鎖錮する場合、事由を詳記し、最近の親族 2 名以上連署の上、医師の診断書を添えて管轄の警察署へ届出が義務づけられ、違警罪の対象となった。

2 瘋癲人取扱心得

先に示したように、相馬家は、1884 年 2 月 20 日、麹町警察署に「瘋癲病人鎖錮願」を提出する。しかし、数回に及ぶ臨検・診察の結果、同年 3 月 9 日に麹町警察署より鎖錮は必要ないと言いつ渡される。しかし、その後、誠胤の病状悪化から相馬家では、同年 3 月 10 日に加藤癲狂院へ入院させる。これに対し錦織は、同年 3 月 11 日、本郷警察署に入院は不当と訴える。結局、誠胤は、加藤癲狂院から退院通告され、同年 3 月 17 日に退院となる。さらに 1884 年 7 月 17 日に東京府癲狂院に入院している。このように、誠胤は、1884 年 3 月 10 日から同年 7 月 17 日までに入退院を 3 回おこなっている。相馬事件は、その間も新聞で大きくとりあげられた。これに対応するように、1884(明治 17)年 8 月 13 日には警視庁達第 56 号⁵⁹⁾、「瘋癲人取扱心得」

が出される。ここでは、警察署への届出、監禁や入院、通報などの際の手続きが規定されている。

警視庁は、1884年8月18日、警視庁布達第15号として「明治十七年一月甲第三号布達第三号布達中鎖錮セントスル者ノ下へ（又八治療ノ為メ私立瘋癲病院ニ入院セシメントスル者）ノ二十四字及ヒ解鎖ノ下へ（出院）ノ二字をヲ挿入ス但現在入院中ノ者ハ来ル三十一日迄ニ其親屬ヨリ出願ノ手続ヲナス可シ 右布達候事」⁶⁰⁾を布達している。この警視庁布達第15号にともない、1884年1月16日の警視庁布達甲第3号は、「瘋癲人看護ノ為メ私宅ニ於テ鎖錮セントスル者又八治療ノ為メ私立病院ニ入院セシメントスル者ハ其事由ヲ詳記シ最近ノ親族ニ名以上署名ノ上医師ノ診断書ヲ添ヘ所轄警察署ヘ出願許可ヲ受ケ解鎖出院ノ時ハ其旨届出ツ可シ若シ之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ処セラル可シ」とする下線部が新たに挿入された。すなわち、警視庁布達第15号は、私立瘋癲病院への入院についても私宅監置と同じ手続きをするように定めたのである。

さらに、1884年8月18日、警視庁布達第15号と同時に布達された警視庁布達乙第12号⁶¹⁾は、「今般甲第十五号布達候二付テハ自今認可無之患者ハ入院セシムル儀不相成候條此旨私立瘋癲病院ヘ相達ス可シ」⁶²⁾と区役所戸長役場に向けて命令を出した。ここでの意図は、自宅での「鎖錮」だけではなく、私立瘋癲病院に入院させる際にも、不当な監禁を防止したものと考えられる。先にも示したように、1884年3月10日から同年7月17日までの間に誠胤の計3回におよぶ入退院後の布達となっている。このように警視庁は、相馬事件に対応するように精神障害者に対する規則を急速に整備している。

3 精神病患者取扱心得

錦織は、1887年1月31日、東京府巣鴨病院から誠胤を病院より奪い逃亡、これを後藤が自宅に匿う。後藤は、その後、1890年に「瘋癲の制」⁶³⁾において、各国の精神障害者の入院制度を紹介し、警察行政ではなく、精神障害者の権利を保護する法律が必要であることを相馬事件に関連させて述べている。また、先に述べたように、1891年頃から相馬家と錦織との間で訴訟の応戦が繰り返されている最中、1892年2月、騒動の中心人物である誠胤が死亡する。その後、1893年7月の『自由新聞』に、相馬家旧臣からという匿名の「自訴状」において誠胤の死は、実は毒殺であると暴露する内容が掲載される。「自訴状」は、新聞、出版物、演説会などを通して世論の関心が高まっている。錦織と関った後藤新平、山口淳、星亨らは、新聞紙上に政府要人として登場する。相馬事件は、政府要人が関連したことで世論の関心は最高潮を向かえている。

こうした一連の騒動に対応するかのようになり、1894年4月28日に警視庁令訓令甲第25号⁶⁴⁾「精神病患者取扱心得」が定められている。これが精神病患者に対する取締規程の集大成であるといえる。「精神病患者取扱心得」は、精神病患者を制縛、監禁することを認め、その監督は警察

がおこない、病院に入院させる場合の監督も警察がおこなう。

1884年8月13日、警視庁達第56号「瘋癲人取扱心得」の主な内容は、警察署への届出、監禁や入院、通報などの手続規定である。すなわち、警視庁令訓令第25号「精神病患者取扱心得」は、警視庁達第56号「瘋癲人取扱心得」と比較しても、精神病患者を警察が管理する色合いが濃く明示されている。たとえば、「第一条 精神病患者ヲ看護治療ノ為制縛若クハ鎖綱シ又ハ官立公立私立病院ヘイレンガ為メ届出ツル者アルトキハ警察医ヲ伴ヒ患者ノ所在ニ就キ詳細調査ノ上其必要アリト認メタルトキハ許可書ヲ下付シ其疑ハシキモノハ状ヲ具シテ指揮ヲ受クヘシ」⁶⁵⁾からも警察の管理が強化されたことが示されている。先にも示したように、警視庁令訓令第25号「精神病患者取扱心得」は、1894年5月3日の相馬事件最終判決の5日前に規程されているのである。

その後、1897年11月4日に警視庁訓令第70号⁶⁶⁾「瘋癲人酔倒人棄児及び迷児等を保護するために一時所内に留置く際の取扱手続」が出されている。しかし、相馬事件に対応した警視庁訓令ではない。従って、本論では、詳細に触れない。結局、1894年4月28日の警視庁令訓令第25号「精神病患者取扱心得」、1897年11月4日の警視庁訓令第70号「瘋癲人酔倒人棄児及び迷児等を保護するために一時所内に留置く際の取扱手続」は、1900年7月1日、精神病患者監護法が施行されるまで実施されている。このような一連の警視庁令の後に、精神病患者監護法は、制定されている。第14回衆議院、第2回精神病患者監護法審査特別委員会で内務省窪田静太郎の発言⁶⁷⁾からも明らかのように、条約改正実施段階での治安維持を目的として各地域での警察行政を全国に統一するものであった。

むすびにかえて

相馬事件は、精神病患者監護法制定に一定の影響を及ぼしたといえる。精神病患者看護法制定前において警視庁が、相馬事件に対応した警視庁令を次々に布達していることでまず証明できる。つぎに明治政府は、条約改正実施段階において東京府に限定された警視庁令などに代わって全国を対象にし統一した法律を制定する必要があった。すなわち、これが、精神病患者監護法である。

先行研究には、精神病患者監護法制定の契機を 条約改正契機説、 条約改正実施契機説、との二つがある。しかし、条約改正契機説は、前回の小論文で結論づけたように歴史時系列を無視したものであった。条約改正実施契機説は、第13回貴族院精神病患者監護法案特別委員会における松本郁朗の説明に合致したものである。その意図するところは、条約改正の実施に当たり内地雑居の諸条件を整えることであった。けれども、先行研究においては、少数見解である。しかも、その内容は、精神病患者監護法制定の意図を十二分に理解したものになっていない。

先行研究における精神病患者監護法の内容は、社会治安維持説と人権擁護説との分かれている。

社会治安維持説は、「私宅監置の合法化」を目的としたもので、制定の意図に合致したもので納得できるものである。これに対し、人権擁護説は、精神病患者監護法に看護・治療に規定がないことを無視し、法制度体系からみても論拠のないものである。そのうえ、社会治安維持説を検討してもいいない。発表年次を考えると人権思想が強く叫ばれるようになった時代に単に迎合したものに過ぎない。

このように、先行研究は、精神病患者監護法制定の契機と明治政府の意図を総合的に検討しないものである。先行研究は、契機ないしは意図のいずれか一つを恣意的に取り上げ早急に結論を導き出しているものと言わざるを得ない。

<注>

- 1) 岡田靖雄「相馬事件」『精神衛生法をめぐる諸問題』病院研究会, 1964.7頁。
- 2) 吉岡真二「精神病患者監護法から精神衛生法まで」『精神衛生法をめぐる諸問題』病院研究会, 1964.11頁。
- 3) 吉岡真二（前掲注2）.12頁。
- 4) 厚生省公衆衛生局『わが国における精神障害の現状』大蔵省印刷局, 1965.9頁。
- 5) 精神医療史研究会編『松沢病院90年略史稿』病院研究会, 1972.20頁。
- 6) 日本精神衛生会編『日本の精神衛生』日本精神衛生会, 1973.4頁。
- 7) 岡田靖雄「精神衛生法」『精神医学大系（5）C精神科治療学』中山書店, 1977.355頁。
- 8) 小林靖彦「日本精神医学の歴史」『現代精神医学大系第1巻A精神医学総論』中山書店, 1979.149頁。
- 9) 加藤久雄「わが国における精神障害者法制の歴史的考察」『精神医療と法』弘文堂, 1980.190頁。
- 10) 岡田靖雄『私説松沢病院史』岩崎学術出版, 1981.124頁。
- 11) 浦野シマ『日本精神科看護史』牧野出版, 1982.51頁。
- 12) 山下剛利『精神衛生法批判』日本評論社, 1985.8頁。
- 13) 山下剛利（前掲注12）.9頁。
- 14) 小野尚香「精神医療」『現代医療の社会学』世界思想社, 1995.190-191頁。
- 15) 中谷陽二「精神病患者監護法の背景 明治国家と狂気」『精神科臨床における倫理』1996.金剛出版.25頁。
- 16) 小俣和一郎『精神病院の起源 近代編』太田出版, 2000.46頁。
- 17) 精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会編, 2000『精神保健福祉行政のあゆみ 精神衛生法施行五十周年（精神病患者監護法施行百周年）記念』中央法規出版.40-42頁。
- 18) 風祭元『わが国の精神科医療を考える』日本評論社, 2001.63頁。
- 19) 八木剛平・田辺英『日本精神病治療史』金原出版, 2002.92頁。
- 20) 『帝国議会貴族委員会速記録明治編 8 第13回議会 明治32年』1986.東京大学出版会.167頁。
- 21) 西川 薫「精神病患者監護法制定に関する一研究」『現代社会文化研究』第24号 2002.147頁。
- 22) 吉岡真二（前掲注2）.12頁。
- 23) 中谷陽二（前掲注15）.25頁。
- 24) 中谷陽二（前掲注15）.25頁。
- 25) 岡田靖雄（前掲注7）.355頁。
- 26) 小林靖彦（前掲注8）.149頁。
- 27) 『帝国議会衆議院委員会速記録 明治編16 第14回議会 明治32年』1987.東京大学出版会.279頁。
- 28) 加藤久雄（前掲注9）.190頁。
- 29) 浦野シマ（前掲注11）.51頁。
- 30) 山下剛利（前掲注12）.9頁。
- 31) 風祭元（前掲注18）.63頁。
- 32) 精神保健福祉行政のあゆみ編集委員会編（前掲注17）.41頁。
- 33) 岡田靖雄（前掲注10）.118頁。
- 34) 高橋哲夫『真相・相馬事件』福島民報社, 1992.12-15頁。
- 35) 吳秀三『我邦二於ケル精神病二関スル最近ノ施設』, 1913（精神医学神経学古典刊行会復刻版 1977

- 収録) .154 頁。
- 36) 澤田謙 『後藤新平伝』大日本雄弁会講談社, 1943 .95 頁。
- 37) 高橋哲夫(前掲注 34) .310 頁。
- 38) 澤田謙(前掲注 36) .97 頁。
- 39) 澤田謙(前掲注 36) .99 頁。
- 40) 高橋哲夫(前掲注 34) .311 頁。
- 41) 澤田謙(前掲注 36) .100 頁。
- 42) 澤田謙(前掲注 36) .100 頁。
- 43) 『医事新聞』, 医事新聞社, 1884 年 1 月 25 日 No.110. 11-12 頁。
- 44) 高橋哲夫(前掲注 34) .34 頁。
- 45) 高橋哲夫(前掲注 34) .50 頁。
- 46) 『警視庁令類纂』, 警視庁蔵版, 1887 年.53-56 頁。
- 47) 岡田靖雄(前掲注 10) .119 頁。
- 48) 岡田靖雄(前掲注 10) .120 頁。
- 49) 岡田靖雄(前掲注 10) .120 頁。
- 50) 高橋哲夫(前掲注 34) .133-136 頁。
- 51) 高橋哲夫(前掲注 34) .134-135 頁。
- 52) 岡田靖雄(前掲注 10) .121 頁。
- 53) 高橋哲夫(前掲注 34) .171 頁。
- 54) 高橋哲夫(前掲注 34) .303 頁。
- 55) 星亨は、錦織剛清等と自由党事務所に相会し、事件に関する種々の協議をしており、その数日後に錦織と反対の立場にある相馬家の代理人となり、錦織に対して誣告の告訴をおこなうことは「失徳の行為」で弁護士会則に違反するものだとし、処分を求める建議がおこった。
- 56) 『時事新報』「連帯保証に巻き込まれた後藤新平」、1894 年 2 月 22 日。
- 57) 岡田靖雄(前掲注 10) .122 頁。
- 58) 『医事新聞』, 医事新聞社, 1884 年 9 月 5 日 No.110. 11-12 頁。
- 59) 『警視庁令類纂』(前掲注 46) .53-56 頁。
- 60) 『医事新聞』, 医事新聞社, 1884 年 9 月 5 日 No.132. 16-17 頁。
- 61) 呉秀三(前掲注 35) .155 頁。
- 62) 『警視庁令類纂』(前掲注 46) .56 頁。
- 63) 後藤新平「瘋癲ノ制」『中外医事新報』.第 242 号. 1890. 403-407 頁。
- 64) 赤倉貴子「明治 33 年『精神病者監護法』の成立」六甲台論集 法学政治学編 第 47 卷 第 3 号 2001. 14-15 頁 (『第五版 警視庁令類纂』, 警視庁蔵版, 1896 年.738-739 頁)。
- 65) 赤倉貴子(前掲注 64) .14-15 頁 (『第五版 警視庁令類纂』, 警視庁蔵版, 1896 年.738-739 頁)。
- 66) 赤倉貴子(前掲注 64) .15 頁 (『第六版 警視庁令類纂』, 警視庁蔵版, 1898 年.625-626 頁)。
- 67) 『帝国議会衆議院委員会速記録 明治編 16 第 14 回議會 明治 32 年』(前掲注 27) .279 頁。

主指導教員(横山和彦教授)、副指導教員(加藤智章教授・藤井隆至教授)